

栗山町第6次総合計画 計画事業評価シート

政策分野	003	医療・保健・福祉	政策項目	017	障がい者福祉	施策	052	社会参加・自立支援の推進	担当課	保健福祉課
------	-----	----------	------	-----	--------	----	-----	--------------	-----	-------

番号	計画事業名	区分	事業開始年度	事業終了年度
107	障がい者の自立した地域生活を支援します。	継続	平成27年度	平成34年度

	指標項目	基準値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		指標設定の考え方
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
活動指標	福祉ハイヤー利用料金助成対象者（単位：人）	34	50	43	50	40	50	0	50	0	基準値：H25
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
成果指標		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【担当課評価】

項 目	判断基準
必 要 性	2. 目標設定が町民ニーズ等に概ね合致している。課題解決のために必要な事業である。
	障がい者の地域生活を支援する町単独事業及び国庫補助任意事業で構成。大半の事業が利用者に定着しており、継続実施すべきである。一部、生活サポート事業・除雪サービスについては、例年の利用実績がなく、制度の再検討の余地がある。
妥 当 性	1. 公共性・公益性が高いことから、行政が主体的に実施すべき事業である。
	事業の性質上又は制度上、行政が実施すべき事業である。
有 効 性	2. 目的を達成するためには、別の手段も考えられるが、現段階では最善の方法である。
	必要性のコメントと同様に一部利用実績がない事業があり、対象者の想定、要件の設定など制度再検討の余地がある。
効 率 性	1. 事業費コスト及び人件費コストに見合った効果が期待でき、費用対効果が高い。
	事業の性質上又は制度上、コスト改善の余地は少ない。
公 平 性	2. 特定属性の不特定多数の個人・団体を対象としている。
	－

項 目	事業把握
前年度評価に対する改善内容	障がい者除雪サービスにおいて、近年利用がない状態が続いており、対象者の想定（必要性）・要件の再設定等を含め、再検討が必要と考える。
課題・問題点	除雪サービスの対象者の想定・要件の再設定等を含め、平成３０年度からの次期障がい者福祉計画の策定に向けて、事業成果の点検・検証・評価を進める。
改善策	次期障がい者福祉計画の策定（平成２９年度中の策定）に併せて各事業の検証・評価・見直し検討を進める。

【総合評価】

区 分	評価内容・指示事項
1 次 評 価	3. 改善を検討（事業内容）
	平成29年度が第5次障がい者福祉計画・障がい福祉計画の策定年であることから、策定協議の中で、課題解決に向け、協議を行っていく。
2 次 評 価	
	※事後評価につき対象外
外 部 評 価	
	※事後評価につき対象外
最 終 評 価	
	※事後評価につき対象外

栗山町第6次総合計画 計画事業評価シート

政策分野	003	医療・保健・福祉	政策項目	017	障がい者福祉	施策	052	社会参加・自立支援の推進	担当課	保健福祉課
------	-----	----------	------	-----	--------	----	-----	--------------	-----	-------

番号	計画事業名	区分	事業開始年度	事業終了年度
108	障がい者の社会参画と自立支援に取り組む団体等を支援します。	継続	平成27年度	平成34年度

	指標項目	基準値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		指標設定の考え方
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
活動指標	レクリエーション事業の実施（単位：回）	1	1	1	1	1	1	0	1	0	基準値：H25
	職親委託制度の登録事業者（単位：件）	1	5	1	5	1	5	0	5	0	基準値：H25
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
成果指標	レクリエーション事業への参加（単位：人）	75	85	62	85	75	85	0	85	0	基準値：H25（75人）
	職親委託制度の利用（単位：人）	0	1	0	1	0	1	0	1	0	基準値：H25（0人）
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【担当課評価】

項 目	判断基準
必 要 性	2. 目標設定が町民ニーズ等に概ね合致している。課題解決のために必要な事業である。
	障がい者団体の主体的な活動支援は必要であり継続すべき。知的障がい者職親委託制度事業については、実質的な運用体制が取れておらず、他の障がい者支援機関の役割・機能を踏まえ、必要性を含めた再検討が必要。
妥 当 性	3. 民間等が主体的に実施すべき事業であるため、行政で実施する必要性は低い。
	事業の性質上、障がい者団体の主体的な事業への助成・委託の形態であるべき。
有 効 性	2. 目的を達成するためには、別の手段も考えられるが、現段階では最善の方法である。
	知的障がい者職親委託制度事業については、障害者総合支援法に基づく就労支援サービスにより、利用者ニーズが充足されている状況のため、制度廃止の方向で整理する。
効 率 性	1. 事業費コスト及び人件費コストに見合った効果が期待でき、費用対効果が高い。
	現状で、委託料・補助金は、団体の活動実態に見合った金額設定にしている。
公 平 性	2. 特定属性の不特定多数の個人・団体を対象としている。
	－

項 目	事業把握
前年度評価に対する改善内容	知的障がい者職親委託制度事業については、知的障がい者の就労経験や職業技術の習得を目的とするが、障害者総合支援法施行後、各就労継続支援事業所や就労移行支援事業所のサービス、障がい者就労・生活支援センターの相談支援等の機能が整備されてきており、利用者ニーズが既存の事業所支援で対応できているため、制度廃止の方向で協議を進める。
課題・問題点	知的障がい者職親委託制度事業については、既存の法定サービスで利用者ニーズに対応できることから、平成29年度をもって制度廃止の方向で協議を進める。
改善策	平成29年度をもって制度廃止の方向で協議を進める。

【総合評価】

区 分	評価内容・指示事項
1 次 評 価	4. 改善を検討（その他） 知的障がい者職親委託事業については、本事業を廃止の方向で協議を進め、平成29年度策定を予定している計画策定（障がい者自立支援協議会）協議の中で、既存の法定サービスでの対応を視野に、合わせて協議を行う。
2 次 評 価	※事後評価につき対象外
外 部 評 価	※事後評価につき対象外
最 終 評 価	※事後評価につき対象外